

第40期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年10月28日（水）午前10時
午前9時00分 受付開始

開催場所

アーバンネット御堂筋ホール

大阪府中央区淡路町四丁目2番13号

アーバンネット御堂筋ビル 3階

（会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

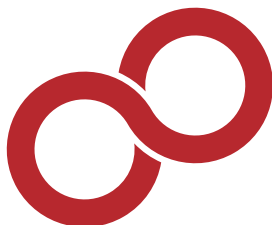
決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目 次

第40期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	36
監査報告	38

株式会社エターナルホスピタリティグループ



Eternal Hospitality Group

株主の皆様へ

このたびの熊本地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで
お悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見
舞い申し上げます。被災地域の日も早い復旧・復興を心より
お祈り申し上げます。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、
厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「Global YAKITORI Family」をビジョン
に掲げ、日本が誇る焼鳥の文化・価値を世界へ広めるべく、国
内外において事業の拡大と経営基盤の強化に取り組んでおりま
す。

日本国内においては、「鳥貴族」と「やきとり大吉」を中心
に、新規出店及び既存店の収益力向上を進めるとともに、お客
様により一層ご満足いただける商品・サービスの提供に努めて
おります。

海外においても、「鳥貴族」ブランドを米国、東アジア各国
で展開するとともに、直近ではベトナム、シンガポールなど東
南アジアへも進出いたしました。各国・地域の市場特性やニー
ズに応じた事業運営を行いながら、焼鳥文化の普及と事業基盤
の拡大に取り組んでおります。

また、当社グループは、「鳥貴族」を中心とした主力ブラン
ドの成長に加え、高価格帯・中価格帯を含むブランドポートフ
ォリオの拡充にも取り組んでおります。地域ごとの多様な需要
に応えながら、お客様に選ばれるブランドづくりを推進し、中
長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

焼鳥は、日本が世界に誇る食文化の一つであると考えており
ます。当社グループは、これからも「Global YAKITORI
Family」の実現に向け、焼鳥文化の価値を世界へ広げること
で、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。



代表取締役社長CEO 大 倉 忠 司

下記URL及びQRコードにて決算関連資料の閲覧、株主総会の事前質問を受け付けております。

<決算関連資料>

<https://eternal-hospitality.co.jp/ir/>

<株主総会の事前質問受付>

<https://forms.gle/nbQXsLhZ2bYXqBAr6>



※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

証券コード 3193
2026年10月9日

株 主 各 位

大阪 市 中 央 区 淡 路 町 四 丁 目 2 番 1 3 号
ア ー バ ン ネ ッ ト 御 堂 筋 ビ ル 2 0 階
株 式 会 社 エ タ ー ナ ル ホ ス ピ タ リ ティ グ ル ー プ
代 表 取 締 役 社 長 CEO 大 倉 忠 司

第40期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの令和8年熊本地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://eternal-hospitality.co.jp/ir/meeting/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3193/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



議決権行使につきましては、電磁的方法（インターネット等）または書面（議決権行使書）により行使することができますので、本招集ご通知または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書

類」をご検討いただき、5頁から12頁の記載に従って、2026年10月27日（火曜日）午後6時まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 **大阪市中央区淡路町四丁目2番13号**
アーバンネット御堂筋ビル 3階
アーバンネット御堂筋ホール
(会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第40期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。

あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、株主様へご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主様にご送付する書面を含む。）には記載しておりません。したがって、株主様へご送付している書面は、監査報告をするに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類等：連結株主資本等変動計算書、連結注記表、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年10月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

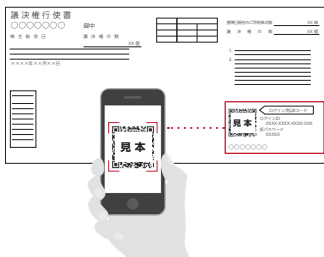
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、連結配当性向20%以上を目安としながら、長期的な利益成長を通じて、安定的・持続的な増配を原則とする累進配当を実施しております。当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第40期の期末配当をいたしたいと存じます。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針につきましては、本招集ご通知35頁に記載しております。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は267,308,760円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月29日といたしたいと存じます。

(注) 当社は、2026年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。第40期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年7月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、今回選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
きたがわひろのぶ 北川浩伸 (1965年6月5日生) 新任 社外 独立	1989年4月 特殊法人日本貿易振興会（現 独立行政法人日本貿易振興機構） 入会 2010年4月 独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部グローバル・マーケティング課長 2015年10月 同機構 サービス産業部長 2017年1月 同機構 ハノイ事務所長 2019年10月 同機構 理事（海外調査部、アジア経済研究所、東南アジア、関東〈東京都を除く〉担当） 2020年4月 特定非営利活動法人（NPO）日本ホスピタリティ推進協会 理事 2021年7月 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）執行役 2025年7月 実践女子大学 客員教授（現任） 2026年4月 独立行政法人日本貿易振興機構 評議員（現任） 株式会社アセットフロンティア 顧問（現任） 有限会社桃太郎食品 顧問（現任） ハリウッド大学院大学 教授（現任） 2026年6月 一般財団法人ジャパンフードアライアンス 代表理事・理事長（現任） 公益社団法人ベトナム協会 理事・副会長（現任） 2026年7月 株式会社ディアーズブレイン 社外取締役（現任） 株式会社船井総合研究所 顧問（現任） 2026年9月 株式会社コネクティラボ 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 実践女子大学 客員教授 独立行政法人日本貿易振興機構 評議員 株式会社アセットフロンティア 顧問 有限会社桃太郎食品 顧問 ハリウッド大学院大学 教授 一般財団法人ジャパンフードアライアンス 代表理事・理事長 公益社団法人ベトナム協会 理事・副会長 株式会社ディアーズブレイン 社外取締役 株式会社船井総合研究所 顧問 株式会社コネクティラボ 取締役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 北川浩伸氏は、独立行政法人日本貿易振興機構において要職を歴任し、日本企業の海外展開支援や国際ビジネスの推進に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社は、同氏のこれらの経験及び見識を当社グループの経営に活かしていただくとともに、独立した立場から経営の監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北川浩伸氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 北川浩伸氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 4. 北川浩伸氏は、当社社外取締役の独立性判断基準を充足しております。また、同氏は、(株)東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社グループと北川浩伸氏の重要な兼職先である株式会社コネクティラボとの間には、「絆TIME」の利用に係る取引関係がありますが、その年間取引額は僅少であります。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
 7. 「所有する当社の株式数」については、2026年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

【ご参考】

「指名に関する方針、ポリシー」について

当社及びグループ子会社の役員を指名するにあたっては、Global YAKITORI Familyの実現に相応しい資質と当社あるいは他社での業績・経験を重視した人選を原則とする。

- ① グローバル市場において常に変化対応が求められるフードビジネス業界をリードしていくため、役員構成のダイバーシティに十分考慮した人材を指名する。
- ② 業務執行取締役については、国内外の事業展開に必要な資質・見識・経験・能力に加え、精神的な強靱さと「The Eternal Way」を深く理解・実践できる人材を指名する。
- ③ 社外取締役については、企業経営や専門分野に関する豊富な経験と見識を持ち合わせ、独立した立場から企業価値向上への貢献を果たすことができる人材を指名する。
- ④ 取締役の指名に際しては、指名・報酬委員会を通じ透明性・客観性を確保する。
- ⑤ 監査役については、その職務を全うできる資質、専門知識、能力を有し、良質な企業統治体制の確立に資することを期待できる人材を指名する。

「社外取締役の独立性判断基準」について

当社は、社外取締役について金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

- ① 3,000万円を超える額の支払いを、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）から受けている者又はその業務執行者
- ② 3,000万円を超える額の支払いを、当社グループに行っている者又はその業務執行者
- ③ 当社グループの借入先又はその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（かかる報酬が法人、組合等の団体に支払われる場合は、当該団体に所属する者）
- ⑦ 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループから寄付を受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他業務執行者
- ⑨ 過去3年間に於いて、上記1～8のいずれかに該当していた者
- ⑩ 上記1～9の2親等以内の親族

第 3 号議案

補欠監査役 2 名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 2 名の選任をお願いするものであります。

候補者 阿部宗成氏及び候補者 武田真由美氏は、2025年10月29日開催の第39期定時株主総会において補欠監査役に選任されておりますが、その選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされておりますので、改めて社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の株式数
1	あ べ 宗 成 しゅう せい (1974年3月18日生)	2003年10月 辰野・尾崎・藤井法律事務所 入所 2010年 1 月 同事務所 共同代表 2015年 7 月 奏和法律事務所 共同代表（現任） 2022年12月 株式会社CSS-consulting 監査役（現任） 2024年 7 月 枚方市建築審査会 会長（現任） ----- (重要な兼職の状況) 奏和法律事務所 共同代表 株式会社CSS-consulting 監査役 枚方市建築審査会 会長	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 阿部宗成氏は、社外役員となること以外の方法で直接に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として培ってきた専門的知見及び企業法務に関する高い見識と豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、独立した立場からの監査を期待できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の株式数
2	たけ だ ま ゆ み 武 田 真 由 美 (1979年4月5日生) (戸籍上の氏名：田辺真由美)	2002年10月 中央青山監査法人 入所 2006年 9 月 あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人） 入所 2011年 4 月 武田真由美公認会計士事務所 代表（現任） 2011年 6 月 武田建設株式会社 取締役 2014年 2 月 税理士法人石川オフィス会計 所属 2015年 6 月 セーラー広告株式会社 社外監査役 2020年 6 月 税理士橋川浩之事務所 所属（現任） 2021年 6 月 セーラー広告株式会社 社外取締役監査等委員（現任） 2024年 6 月 株式会社香川銀行 社外取締役監査等委員 2025年 6 月 トモニホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員（現任） 2026年 6 月 武田建設株式会社 専務取締役（現任） ----- (重要な兼職の状況) 武田真由美公認会計士事務所 代表 武田建設株式会社 専務取締役 セーラー広告株式会社 社外取締役監査等委員 トモニホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 武田真由美氏は、公認会計士として培ってきた専門的知見及び企業会計に関する高い見識と豊富な経験を有し、且つ他の上場会社の社外取締役(監査等委員)や、非上場企業の取締役として企業経営に携わっています。これらの知見を活かし、独立した立場からの監査を期待できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたしました。			

(注) 1. 阿部宗成氏及び武田真由美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 阿部宗成氏は、社外監査役 石井義人氏の補欠の、武田真由美氏は、社外監査役 疋田実氏の補欠の社外監査役候補者であります。

なお、本議案が承認可決され、その後、阿部宗成氏及び武田真由美氏が監査役に就任した場合、当社は

両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 阿部宗成氏及び武田真由美氏が監査役に就任した場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。阿部宗成氏及び武田真由美氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
5. 武田真由美氏の戸籍上の氏名は田辺真由美であります。
6. 「所有する当社の株式数」については、2026年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

事業報告

(2025年 8 月 1 日から
2026年 7 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

外食業界を取り巻く環境は、国際情勢に変化があるものの、持続的な賃金上昇に伴い外食利用機会が増加していることなどから、外食需要は堅調に推移しています。しかし、断続的な原材料価格の高騰、エネルギーコストや人件費をはじめとする運営コストの上昇に加え、店舗の内装・建築費用の増大など、さまざまなコスト上昇要因が収益を下押しするなど、経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような環境の中、当社グループは日本が誇る焼鳥の文化・価値を世界に広めていくというビジョン「Global YAKITORI Family」（“焼鳥”を“YAKITORI”に、“YAKITORI”を世界言語に）を掲げ、“焼鳥”を軸として世界の外食市場へ挑戦しております。現在はマルチロケーション・マルチブランド戦略として、地域ごとに価格帯別（Luxury／Premium／Casual）のブランドを展開しており、ラグジュアリー（Luxury）ブランドとして韓国では「mozu」を、日本では「松明（たいまつ）」を運営しております。また、プレミアム（Premium）ブランドとして米国では「zoku」を、日本では「焼とりの八兵衛」を運営しております。今後も引き続き、出店先のニーズに応えるべく、各地域の市場特性やブランド認知度、店舗運営環境、消費者の嗜好などを適切に把握しながら、ブランドポートフォリオの拡充に努めてまいります。

当社グループの収益基盤である日本市場では、当該地域統括会社を設立してその傘下に運営会社を置き、地域ごとに機動的かつ柔軟な経営を推進していくことで、出店加速や店舗管理の効率化に取り組んでおります。また、主力ブランドである「鳥貴族」においては、ブランド競争力の強化を図るため、様々な利用シーンにおける顧客体験価値の向上や、お客様とのタッチポイントの拡充に取り組んでおります。具体的には、2025年8月より「うぬぼれ続けて創業40周年 ありがとうフェア」をテーマに、年間を通じて、創業者が考案した創業当時の看板メニューや、過去に人気を博したメニューを復刻し、2か月ごとの期間限定メニューとして販売いたしました。さらに、2025年11月には、鳥貴族として初めての試みとなる「トリキの福袋」を販売したほか、2026年5月には「いままでも、これからも『うぬぼれ中』乾杯キャンペーン！」の実施や「タイトーくじ 鳥貴族」の販売、2026年6月には「鳥貴族監修プロテイン」の販売や「『ZIMA』復活提供記念キャンペーン」を実施するなど、商品・サービスの拡充およびプロモーションの強化に取り組みました。加えて、2025年5月には、継続的なコスト上昇を背景に、お客様にご納得いただける商品・サービスの提供を継続するため価格改定を実施いたしました。価格改定後もご利用状況への大きな影響は見られず、お客様からの支

持を維持しながら売上高の確保につなげております。これらの施策およびプライシングの効果により、国内「鳥貴族」既存店の当連結会計年度における直営店では、前年同期比で客数が3.8%増、客単価が2.8%増となり、売上高は6.7%増となりました。

海外市場においては、米国、上海、韓国、台湾、香港、ベトナムおよびシンガポールに出店し、事業展開を進めております。また、フィリピンにおいても、今後の出店に向けた準備を進めております。当連結会計年度末日時点で、上海に4店舗、台湾に2店舗、香港に5店舗、ベトナムに2店舗を出店しております。

ブランド別で日本国内における店舗数は、「鳥貴族」の総店舗数が695店舗（純増34店舗）、その内直営店は424店舗（純増16店舗）となりました。ダイキチシステム株式会社が運営する「やきとり大吉」の店舗数は463店舗、その他5店舗を含めた結果、当社グループの店舗数は1,163店舗、直営店は426店舗となりました。また、海外における当社グループの店舗数は、「鳥貴族」25店舗、「やきとり大吉」3店舗、その他3店舗の計31店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高は51,254,445千円（前年同期比10.6%増）、営業利益は2,797,226千円（同10.4%減）、経常利益は2,800,002千円（同9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,318,096千円（同23.4%減）となりました。

また、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主に新規出店や既存店の改装、機器入替え等を行い、その設備投資総額は2,460,834千円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年8月1日を効力発生日として、当社が保有する国内事業会社である株式会社鳥貴族、株式会社TORIKI BURGER、ダイキチシステム株式会社の株式及び国内事業の統括機能を株式会社エターナルホスピタリティジャパンに承継させる吸収分割を行いました。

また、当社の子会社であった株式会社鳥貴族は、2025年8月1日を効力発生日として、株式会社鳥貴族から国内事業の統括機能に属する資産、負債を株式会社エターナルホスピタリティジャパンに、また株式会社鳥貴族の西日本の店舗運営に関わる資産、負債を株式会社TORIKI BURGERに、それぞれ承継させる吸収分割を行いました。

なお、2025年8月1日を効力発生日として、株式会社鳥貴族は株式会社鳥貴族東日本に、株式会社TORIKI BURGERは株式会社鳥貴族西日本に、それぞれ商号を変更いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2025年11月27日付でETERNAL HOSPITALITY VIETNAM CO.,LTDを設立いたしました。また、当社の100%子会社である株式会社エターナルホスピタリティジャパンは、2026年1月21日付で株式会社スマイルファクトリーを、2026年2月5日付で株式会社エターナルホスピタリティ開発を設立し、当社の100%子会社であるTORIKIZOKU USA INC.は、2026年5月4日付でTORIKIZOKU FRANCHISE INC.を設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2023年7月期)	第 38 期 (2024年7月期)	第 39 期 (2025年7月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2026年7月期)
売上高(千円)	33,449,087	41,914,070	46,356,977	51,254,445
経常利益(千円)	1,429,047	3,261,813	3,103,098	2,800,002
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	616,269	2,127,337	1,720,820	1,318,096
1株当たり当期純利益(円)	26.59	91.83	74.61	57.13
総資産(千円)	19,318,991	20,654,561	21,382,579	23,003,277
純資産(千円)	6,890,135	8,692,659	9,774,900	10,628,383
1株当たり純資産額(円)	297.28	377.06	423.72	460.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2023年 7 月期)	第 38 期 (2024年 7 月期)	第 39 期 (2025年 7 月期)	第 40 期 (当事業年度) (2026年 7 月期)
営 業 収 益(千円)	4,761,280	6,570,594	5,087,812	3,982,943
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△67,290	1,126,367	△130,360	646,189
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△187,267	1,031,035	△325,855	△171,577
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.08	44.51	△14.13	△7.44
総 資 産(千円)	12,329,101	11,025,012	9,672,398	6,874,743
純 資 産(千円)	5,015,827	5,681,837	4,846,844	4,146,239
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	216.41	246.46	210.10	179.70

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数により、1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する当社株式は、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2026年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 37 期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) 及び 1 株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エターナルホスピタリティジャパン	10,000千円	100.0%	国内における焼鳥事業の企画・推進及び運営会社の管理
株式会社鳥貴族東日本	10,000千円	100.0% (100.0%)	東日本における「鳥貴族」の営業 国内新規事業の運営
株式会社鳥貴族西日本	10,000千円	100.0% (100.0%)	西日本における「鳥貴族」の営業
ダイキチシステム株式会社	20,800千円	100.0% (100.0%)	「やきとり大吉」のフランチャイズ展開
株式会社スマイルファクトリー	10,000千円	100.0% (100.0%)	たれ・調味食品・食料品・飲料の製造、加工及び販売、および付帯関連する一切の事業
TORIKIZOKU USA INC.	6,000千米ドル	100.0%	米国における飲食店の企画・運営
TORIKIZOKU FRANCHISE INC.	300千米ドル	100.0% (100.0%)	米国における飲食店のフランチャイズ運営
T O R I K I Z O K U K O R E A I N C .	4,516,000千ウォン	100.0%	韓国における飲食店の企画・運営
Torikizoku Shanghai Co.,Ltd.	16,000千人民元	100.0%	上海における飲食店の企画・運営

(注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当社及び当社子会社から会社分割を行ったことにより重要性が高まったため、株式会社エターナルホスピタリティジャパンを連結子会社といたしました。
3. 2025年8月1日付で、株式会社鳥貴族及び株式会社TORIKI BURGERは、それぞれ株式会社鳥貴族東日本及び株式会社鳥貴族西日本に商号変更いたしました。
4. 株式会社e i、ETERNAL HOSPITALITY VIETNAM CO.,LTD及び株式会社エターナルホスピタリティ開発については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
鳥貴成股份有限公司	130,000 千台湾ドル	50.0%	台湾における「鳥貴族」等の展開

(注) 上記重要な関連会社は、持分法適用関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当期は、当社グループの主力事業である国内の「鳥貴族」において、売上高は前期を上回ったものの、人件費の増加に加え、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により営業利益は前期を下回る結果となりました。また、今後も継続的なコスト上昇や人材確保競争の激化等により、厳しい経営環境が続くものと想定しております。

このような環境の中、当社グループは、「Global YAKITORI Family」（“焼鳥”を“YAKITORI”に、“YAKITORI”を世界言語に）をビジョンに掲げ、“焼鳥”を軸とした国内外での事業拡大に取り組んでおります。

日本国内においては、収益基盤である「鳥貴族」のブランド競争力及び収益力の向上を図るとともに、「やきとり大吉」の再成長に取り組んでまいります。また、グループ経営体制の最適化を通じて、出店加速及び店舗運営の効率化を推進してまいります。

海外においては、各国・地域の市場特性や消費者ニーズを踏まえながら、店舗展開及びパートナー開発を進めるとともに、地域及び価格帯に応じたブランドポートフォリオの拡充に取り組む、持続的な成長を目指してまいります。

また、当社グループは、資本・人材・ノウハウ等の経営資源を成長分野へ適切に配分するとともに、業務オペレーションの標準化及び効率化を推進してまいります。その一方で、安心・安全な食材の使用、商品開発及びサービス品質の向上に継続的に取り組み、お客様に感動していただける店舗づくりを追求してまいります。

以上を踏まえ、当社グループは、持続的な成長及び収益基盤の強化に向け、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 内部管理体制の強化

当社グループは、国内外における店舗網の拡大及びグループ会社数の増加に伴い、内部管理体制のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。

チェーンストアとしての多店舗展開におけるリスク管理、衛生管理のさらなる向上、コンプライアンス遵守体制の強化を重要事項とし、本部を中心に内部統制の改善を実施してまいります。また、財務報告に関連する内部統制の強化も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

② 既存店の収益力及びブランド競争力の向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、弁当・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社グループにおいては、既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ(商品品質)・サービス(接客力)・クレンリネス(衛生管理)の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。「鳥貴族」につきましては、マーケティング・ブランディングを強化し、お客様の体験価値や好感度等の向上に取り組んでまいります。また、「やきとり大吉」につきましては、リブランディングや未出店エリアへの出店を行い、新規加盟者・顧客層を拡大させることで再成長を目指してまいります。

また、店舗オペレーションの改善や適切なコスト管理に取り組み、収益力の向上を図ってまいります。

③ 商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社グループでは、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。チキンの美味しさ・機能性に関する研究や調理機器の実証、調理オペレーション開発などを通じて、チキンの可能性を深耕し、当社グループが提供する“YAKITORI”の価値を向上させてまいります。

④ 食材の安定調達及びサプライチェーンの最適化

原材料価格の高騰、産地における人手不足や物流コストの上昇等により、調達・物流を取り巻く環境も厳しい状況にあります。当社グループでは、産地との良好な関係を構築・維持するとともに、調達・物流体制を強化することで、食材の安定調達に取り組んでまいります。当社グループが提供する“YAKITORI”をさらに広めるべく、また、持続的な成長に向けて、サプライチェーンの最適化にも取り組んでまいります。

⑤ 新規出店・投資効果の向上及び新規事業の開発

新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。「鳥貴族」につきましては、全国展開に向け、出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化を行うとともに、マーケティング調査の強化により競争優位となりうる出店候補地において新規出店を行い、直営/TCCで全国1,000店舗体制を目指してまいります。

また、高価格帯及び中価格帯ブランドを含む新たな店舗フォーマットの開発やパートナーとの協業に取り組み、新たな収益源となる新規事業を開発してまいります。加えて、海外においては、各国・地域の市場特性や消費者ニーズを踏まえながら、店舗展開及びパートナー開発を進めてまいります。

⑥ 人材の採用・教育強化

今後、当社グループの成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社グループの企業理念を理解し、賛同した人材の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組むとともに、従業員の働きがい・働きやすさの向上、継続的な待遇改善及び人事制度の改定にも取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

人材教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に当社グループの主力事業である「鳥貴族」の店長に対する教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、経営人材の育成及び後継者計画の充実を目的として、人材開発委員会を設置し、次世代経営人材の発掘・育成を計画的に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

当社グループは、「鳥貴族」及び「やきとり大吉」ブランドを中心に、国内において焼鳥事業を展開しております。また、中価格帯ブランドとして「焼とりの八兵衛」、高価格帯ブランドとして「やきとり松明」を展開しております。

海外においては、米国、韓国、中国（上海）、台湾、香港、ベトナム及びシンガポールにおいて、「鳥貴族」ブランドを展開しております。さらに、「鳥貴族」以外のブランドとして、中国（上海・蘇州）及びベトナムで「やきとり大吉」、韓国で「mozu」、米国で「zoku」及び「HASU」を展開しております。

(6) 主要な営業所、工場及び店舗（2026年7月31日現在）

① 当社

本	社	大阪府
---	---	-----

② 子会社

・株式会社エターナルホスピタリティジャパン

本	社	大阪府
---	---	-----

・株式会社鳥貴族東日本

本	社	大阪府
店	舗	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、宮城県、福島県、茨城県

・株式会社鳥貴族西日本

本	社	大阪府
店	舗	大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、福岡県、大分県

・ダイキチシステム株式会社

本	社	大阪府
---	---	-----

・株式会社スマイルファクトリー

本	社	大阪府
工	場	大阪府

・ TORIKIZOKU USA INC.

本	社	米国 カリフォルニア州 ロサンゼルス
店	舗	米国 カリフォルニア州 ロサンゼルス

・ TORIKIZOKU KOREA INC.

本	社	韓国 ソウル
店	舗	韓国 ソウル

・ Torikizoku Shanghai Co.,Ltd.

本	社	中国 上海
店	舗	中国 上海

・ TORIKIZOKU FRANCHISE INC.

本	社	米国 カリフォルニア州 ロサンゼルス
---	---	--------------------

③ 関連会社

・ 鳥貴成股份有限公司

本	社	台湾 臺北
店	舗	台湾 臺北

(7) 使用人の状況 (2026年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,066 (4,495) 名	36 (375) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 (2) 名	38 (1) 名減	41歳9か月	8年11か月

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 前事業年度末に比べ使用人数が38名減少しておりますが、主な理由は、2025年8月1日付でグループ組織再編を実施し、国内事業の統括機能を新設した子会社へ承継したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	805,873千円
株式会社三菱UFJ銀行	825,019千円
株式会社みずほ銀行	292,800千円
株式会社三井住友銀行	113,342千円
株式会社日本政策投資銀行	30,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年7月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,847,200株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,622,300株 |
| ③ 株主数 | 15,367名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 倉 忠 司	2,608,385株	22.44%
株 式 会 社 大 倉 忠	1,150,000株	9.89%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	685,000株	5.89%
サ ン ト リ ー 株 式 会 社	260,000株	2.24%
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	180,000株	1.55%
UBS AG LONDON A/C IPB SEG REGATED CLIENT ACCOUNT	159,700株	1.37%
STATE STREET BANK AND TRU ST COMPANY 5 0 5 0 1 9	148,800株	1.28%
中 西 卓 己	148,600株	1.28%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG B RANCH / UCITS - FULL TAX	144,900株	1.25%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	142,800株	1.23%

- (注) 1. 当社は、自己株式を180株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式85,836株を保有しておりますが、自己株式に含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、852株です。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
当社は、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は、61,694,400株に、発行済株式の総数は、23,244,600株にそれぞれ増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 C E O	大 倉 忠 司	ダイキチシステム株式会社 取締役会長 TORIKIZOKU USA INC. 取締役 株式会社マコトフードサービス 社外取締役 鳥貴成股份有限公司 董事 Torikizoku Shanghai Co.,Ltd. 董事 株式会社フーディゾン 社外取締役
取 締 役 C O O	清 宮 俊 之	ランプ株式会社 代表取締役CEO オイシーズ株式会社 取締役 TORIKIZOKU USA INC. 代表取締役CEO TORIKIZOKU KOREA INC. 理事 Torikizoku Shanghai Co.,Ltd. 董事 株式会社 e i 取締役
取 締 役	長 岡 香 江	株式会社ナガオカ 代表取締役 株式会社ナガオカトレーディング 代表取締役 株式会社ナガオカ精密 代表取締役 一般社団法人日本オーディオ協会 理事
取 締 役	井 川 沙 紀	ヤーマン株式会社 社外取締役 インフロッセンス株式会社 代表取締役
取 締 役	中 竹 竜 二	株式会社チームボックス 代表取締役 株式会社ジンテック 社外取締役 株式会社スカイアイ 代表取締役 一般社団法人スポーツコーチングJapan 代表理事 株式会社オクト 代表取締役 日本オリンピック委員会 サービスマネ ージャー

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	荒 木 政 俊	ダイキチシステム株式会社 監査役 株式会社エターナルホスピタリティジャ パン 監査役 TORIKIZOKU KOREA INC. 監事 株式会社e i 監査役
常 勤 監 査 役	原 田 雅 彦	-
監 査 役	石 井 義 人	石井義人法律事務所 代表
監 査 役	疋 田 実	疋田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、長岡香江氏、井川沙紀氏及び中竹竜二氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、石井義人氏及び疋田実氏は社外監査役であります。
3. 監査役石井義人氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役疋田実氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役長岡香江氏、井川沙紀氏及び中竹竜二氏並びに監査役石井義人氏及び疋田実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 小吹雄一郎氏及び道下聡氏は、2025年10月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 2025年10月29日開催の第39期定時株主総会において、取締役として中竹竜二氏が新たに選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- i. 当事業年度中の取締役の地位又は担当の異動は、次のとおりであります。

2025年8月1日付

氏 名	異 動 前	異 動 後
小 吹 雄 一 郎	取締役CFO	取締役CFO・CSO・CBO 経営企画室担当
道 下 聡	取締役CSO 秘書室・経営企画室・研究開 発部・購買部担当	取締役CTO・CDAO 研究開発部担当

ii. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【退任】

氏 名	兼 職 の 内 容	退 任 日
大 倉 忠 司	株式会社エターナルホスピタリティジャパン 取締役	2026年7月31日
清 宮 俊 之	Torikizoku Shanghai Co.,Ltd. 董事長 株式会社e i 代表取締役 株式会社エターナルホスピタリティジャパン 取締役	2025年8月5日 2026年3月31日 2026年7月31日
中 竹 竜 二	一般社団法人日本車いすラグビー連盟 理事	2025年12月21日
原 田 雅 彦	株式会社e i 監査役	2026年3月31日

【就任】

氏 名	兼 職 の 内 容	就 任 日
大 倉 忠 司	株式会社エターナルホスピタリティジャパン 取締役 株式会社フーディソン 社外取締役	2025年8月1日 2026年6月25日
清 宮 俊 之	株式会社エターナルホスピタリティジャパン 取締役 Torikizoku Shanghai Co.,Ltd. 董事 株式会社e i 取締役	2025年8月1日 2025年8月5日 2026年4月1日
道 下 聡	株式会社エターナルホスピタリティジャパン 取締役	2025年8月1日
荒 木 政 俊	株式会社エターナルホスピタリティジャパン 監査役 TORIKIZOKU KOREA INC. 監事 株式会社e i 監査役	2025年8月1日 2025年10月30日 2026年4月1日

9. 当事業年度末日後の取締役の異動は、次のとおりであります。
当事業年度末日後の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

【就任】

氏 名	兼 職 の 内 容	就 任 日
大 倉 忠 司	株式会社NBG 顧問 ETERNAL HOSPITALITY USA INC. 取締役	2026年9月1日 2026年9月8日
清 宮 俊 之	ETERNAL HOSPITALITY USA INC. 代表取締役CEO	2026年9月8日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について填補対象とするものであり、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に則り、その役員の役割と責任に応じた報酬体系の中で、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受けたうえで取締役会が決定することとしております。また、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、指名・報酬委員会からの各種答申を踏まえて決議しており、その概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の役員の報酬等は、役員が意欲的に職責を果たしていくことを動機付け、ひいては持続的成長や企業価値向上とともに社会貢献に資するものであることを原則とし、①国内外で当社グループ共通の価値観である「The Eternal Way」を実践・推進する優秀な経営人材を確保・維持できるよう、グローバル市場において競争力のある体系とすること、②業務執行取締役の報酬については、固定報酬とともに短期的・中長期的な企業業績ならびに株主価値と連動した体系とすること、③社外取締役の報酬については、事業規模やその役割にふさわしいものであるとともに、企業価値向上への貢献を考慮した体系とすること、④取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会を通じ透明性・客観性を確保すること、⑤監査役の報酬については、固定報酬のみの構成とし、当社取締役の報酬水準や外部の他社水準調査結果を考慮した体系とすることを基本方針としております。

上記方針に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬（賞与・株式報酬）により構成しております。監督機能を担う社外取締役については、基本報酬のみ（取締役会の議長に就いている場合は議長手当を、指名・報酬委員会の委員長に就いている場合は委員長手当を加算）とし、監査役の報酬についても高い独立性の観点から基本報酬のみとしております。

・基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準や従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案し決定しております。また、監査役の基本報酬は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会の協議により決定しております。

・業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に、業績予想における連結売上高成長率及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成率並びに個人別評価を指標とした金銭報酬を、業績確定後の一定の時期に一括して支払うものとしております。

・非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等は、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託」とし、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、役員株式給付規程に定められた算定方法によって算出された当社株式を原則として毎年一定の時期に給付するものとします。そのうち一定割合は金銭を支給することとし、その支給は退任時とします。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154,541千円 (26,940)	140,610千円 (26,940)	3,530千円 (-)	10,401千円 (-)	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60,510 (17,400)	60,510 (17,400)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	215,051 (44,340)	201,120 (44,340)	3,530 (-)	10,401 (-)	11 (5)

- (注) 1. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結売上高成長率及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は、連結売上高成長率が10.6%、親会社株主に帰属する当期純利益が1,318,096千円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度毎の活動を通じて得られた最終的な経営の結果であるためであります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、役員別の基準額に対して指標の達成率に応じた係数を乗じて算出しております。
2. 非金銭報酬等の内容は業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）による当社株式（一部金銭）であり、その内容は「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。なお、上記表の「非金銭報酬等」の欄には、当事業年度に係る株式報酬として費用計上した額を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2013年10月30日開催の第27期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
- また、上記報酬限度額とは別枠で、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会（2023年10月25日開催の第37期定時株主総会にて一部改定）において、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬を3事業年度当たり合計52,000ポイントを上限として設定する内容（取締役が付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を決議いただいております。第30期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名（第37期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2023年10月25日開催の第37期定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・長岡 香江氏

株式会社ナガオカの代表取締役、株式会社ナガオカトレーディングの代表取締役、株式会社ナガオカ精密の代表取締役及び一般社団法人日本オーディオ協会の理事を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・井川 沙紀氏

ヤーマン株式会社の社外取締役及びインフロッセンス株式会社の代表取締役を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・中竹 竜二氏

株式会社チームボックスの代表取締役、株式会社ジンテックの社外取締役、株式会社スカイアイの代表取締役、一般社団法人スポーツコーチングJapanの代表理事、株式会社オクトの代表取締役及び日本オリンピック委員会のサービスマネージャーを兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・石井 義人氏

石井義人法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

・疋田 実氏

疋田公認会計士事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と同会計士事務所との間には特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長 岡 香 江	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回出席し、企業経営に関する国内外での豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役 井 川 沙 紀	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回出席し、企業経営に関する国内外での豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役 中 竹 竜 二	2025年10月29日就任以降、当事業年度に開催の取締役会13回のうち13回出席し、企業経営に関する国内外での豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 石 井 義 人	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会24回のうち24回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。
監査役 疋 田 実	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会24回のうち24回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,677千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,677

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、将来の成長投資のため利益を配分するとともに、長期的な成長を通じ、株主の皆様に対する株主還元を充実させていくことを重要な経営目標と認識したうえで、連結配当性向20%以上を目安に決定し、安定的・持続的な増配を原則とする累進配当を継続してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

内部留保金につきましては、国内事業のみならず海外事業への展開を含めた、一層の事業拡大、及び中長期的な成長基盤の構築へと利用いたします。具体的には、国内の新規出店費、及び既存店の店舗の改装などの維持費のほか、海外での事業展開における新規出店費、及び専門人材の育成など、積極投資資金として活用し、ボトムライン収益の成長を通じて、利益・株主資本の増強を図りながら、一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	10,938,778	【流 動 負 債】	9,182,983
現 金 及 び 預 金	7,098,830	買 掛 金	2,245,659
売 掛 金	1,543,946	1年内返済予定の長期借入金	829,563
棚 卸 資 産	247,333	未 払 金	2,355,869
未 収 入 金	910,625	未 払 法 人 税 等	871,805
そ の 他	1,138,042	未 払 消 費 税 等	1,194,268
【固 定 資 産】	12,064,499	前 受 収 益	313,009
(有 形 固 定 資 産)	7,677,089	賞 与 引 当 金	511,097
建 物	17,358,036	役 員 賞 与 引 当 金	54,266
減価償却累計額及び減損損失累計額	△10,931,909	株 主 優 待 引 当 金	39,519
建 物 (純 額)	6,426,127	そ の 他	767,925
工 具、器 具 及 び 備 品	2,719,388	【固 定 負 債】	3,191,909
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,723,673	長 期 借 入 金	1,237,471
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	995,714	役 員 株 式 給 付 引 当 金	66,301
そ の 他	550,722	退 職 給 付 に 係 る 負 債	132,130
減価償却累計額及び減損損失累計額	△370,677	資 産 除 去 債 務	1,290,131
そ の 他 (純 額)	180,045	預 り 保 証 金	259,821
建 設 仮 勘 定	75,202	そ の 他	206,053
(無 形 固 定 資 産)	393,900	負 債 合 計	12,374,893
ソ フ ト ウ ェ ア	111,238	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	174,490	【株 主 資 本】	10,614,577
そ の 他	108,171	資 本 金	1,491,829
(投 資 そ の 他 の 資 産)	3,993,509	資 本 剰 余 金	1,481,829
投 資 有 価 証 券	394,315	利 益 剰 余 金	7,922,249
差 入 保 証 金	2,162,735	自 己 株 式	△281,329
繰 延 税 金 資 産	999,237	【その他の包括利益累計額】	13,805
そ の 他	468,656	為 替 換 算 調 整 勘 定	26,591
貸 倒 引 当 金	△31,435	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△12,786
資 産 合 計	23,003,277	純 資 産 合 計	10,628,383
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,003,277

連結損益計算書

(2025年 8 月 1 日から
2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	51,254,445		
売上原価	16,373,436		
売上総利益	34,881,008		
販売費及び一般管理費	32,083,781		
営業利益	2,797,226		
営業外収益			
受取利息	12,124		
物品売却益	11,489		
保険解約返戻金	9,466		
為替差益	52,092		
雑収入	14,713		
その他	9,140		109,026
営業外費用			
支払利息	38,173		
支払手数料	11,164		
貸倒引当金繰入額	24,792		
持分法による投資損失	14,374		
雑損	17,745		106,250
経常利益			2,800,002
特別利益			
移転補償金	127,818		127,818
特別損失			
固定資産除却損	30,050		
減損損失	391,549		
関係会社株式評価損失	7,000		
店舗閉鎖損	1,380		429,979
税金等調整前当期純利益			2,497,841
法人税、住民税及び事業税	1,288,453		
法人税等調整額	△108,708		1,179,744
当期純利益			1,318,096
親会社株主に帰属する当期純利益			1,318,096

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社エターナルホスピタリティグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓 削 亜 紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 智 博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エターナルホスピタリティグループの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エターナルホスピタリティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社エターナルホスピタリティグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓 削 亜 紀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 智 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エターナルホスピタリティグループの2025年8月1日から2026年7月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査基本計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

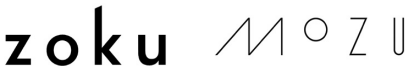
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月18日

株式会社エターナルホスピタリティグループ				
監	査	役	会	
常勤監査役	荒	木	政 俊	㊟
常勤監査役	原	田	雅 彦	㊟
社外監査役	石	井	義 人	㊟
社外監査役	疋	田	実	㊟

店舗展開

【展開ブランド一覧】



【店舗数 内訳】

2026年7月期 店舗数の状況

						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
国内				鳥貴族	直営店	409	409	411	412	413	413	413	413	414	416	421	424		
					TCC店	255	254	254	256	258	258	260	263	265	268	269	271		
				(鳥貴族小計)				664	663	665	668	671	671	673	676	679	684	690	695
				やきとり大吉				475	473	471	470	469	468	469	466	463	462	462	463
				その他				3	3	3	4	4	5	5	4	4	4	4	5
				合 計				1,142	1,139	1,139	1,142	1,144	1,144	1,147	1,146	1,146	1,150	1,156	1,163
	海外	米 国				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
		韓 国				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5		
		台 湾				4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	6			
		中 国				6	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9			
		香 港				2	2	2	4	5	5	5	5	5	5	5			
		ベトナム				0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2			
		シンガポール				0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1			
		合 計				19	20	21	24	26	26	26	26	27	28	29	31		
	総 計				1,161	1,159	1,160	1,166	1,170	1,170	1,173	1,172	1,173	1,178	1,185	1,194			

- (注) 1. 該当月末日時点における店舗数を記載しております。
2. TCCとは、鳥貴族カムレードチェーンの略称です。
3. その他については、ラグジュアリーブランドの「松明」1店舗、プレミアムブランドの「焼とりの八兵衛」1店舗、独立制度店舗モデルの「鳥貴族パートナーズ」3店舗です。
4. ダイキチシステムの日本の全店舗および中国の2店舗は、すべてフランチャイズ店舗です。
5. 台湾の店舗に関しては、大成グループとの合併で設立された「鳥貴成」が運営しております。
6. 香港、シンガポールの店舗に関しては、フランチャイズ店舗です。

株主総会会場ご案内図

会場

アーバンネット御堂筋ホール
大阪市中央区淡路町四丁目2番13号 アーバンネット御堂筋ビル 3階
(会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)



交通

- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」(徒歩4分)
- 地下鉄御堂筋線「本町駅」(徒歩3分)

ご留意事項

- ご来場者様用の駐車場はご用意しておりません。
ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

